

第16号の30様式

受付印

受付印	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地
年 月 日	免税軽油使用者の氏名又は名称
岡山県 県民局長殿	業種
	免税軽油使用者証の番号
	この報告書に応答する係 及び氏名並びに電話番号

免 稅 軽 油 の 引 取 り 等 に 係 る 報 告 書

(裏 面)

免 税 輕 油 の 使 用 に 関 す る 事 実 有 ・ 無 及 び	機械、車両又は 設備名 (番号)	左記の機械、車両又は 設 備 の 使 用 地	免 税 輕 油 の 使 用 数 量 (キ)	稼 働 日 数	稼 働 時 間
	No.		リットル	日	時間
	No.				
合 計					
報告対象 期間の末 日におけ る免 稅 証 の保有状 況		種類	枚数	種類	枚数
		リットル券	枚	リットル券	枚

第16号の30様式記載要領

- この報告書は、免 稅 輕 油 使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27の2第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免 稅 輕 油 使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免 稅 輕 油 使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免 稅 輕 油 使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免 稅 輕 油 の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免 稅 輕 油 の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免 稅 証 の提出日が免 稅 輕 油 の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免 稅 輕 油 の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免 稟 輕 油 使用者が実際に免 稟 輕 油 の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免 稟 証 に記載された販売業者と異なる販売業者から免 稟 輕 油 の引取りを行った場合には当該免 稟 証 に記載された販売業者の事務所又は事務所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免 稟 輕 油 の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免 稟 輕 油 の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免 稟 輕 油 の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免 稟 輕 油 の数量の合計(カ)」欄には、「免 稟 輕 油 の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免 稟 輕 油 の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免 稟 輕 油 の使用に関する事実及びその数量」欄中「免 稟 輕 油 の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免 稟 輕 油 の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免 稟 輕 油 使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免 稟 輕 油 の使用に関する事実及びその数量」欄中「免 稟 輕 油 の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用者数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免 稟 証 の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免 稟 証 の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免 稟 輕 油 の引取日、引取数量及び該当免 稟 輕 油 の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備

「免 稟 輕 油 の引取りに関する事実及びその数量」、「免 稟 輕 油 の引渡しを行った販売業者の事務所又は事務所所在地及び氏名又は名称」、「免 稟 輕 油 の引取りに際して販売業者に提出した免 稟 証 に関する事項」及び「免 稟 輕 油 の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。